

身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付申請に添付する診断書の作成に係る医師および口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 市長は、「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の2（1）に定める基準を満たす医師で、次の各号のいずれにも該当するものを指定するものとする。

（1）現に函館市内の病院、診療所またはこれらに準ずる施設において診療に従事している医師であること。

（2）医師免許取得後5年の医師経験を有する医師であること。

2 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の指定の基準は、前項の医師の指定の基準に準ずるものとする。

3 聴覚障害の診断書の作成に係る医師については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医を指定するものとする。ただし、耳鼻咽喉科専門医ではない耳鼻咽喉科の医師または耳鼻咽喉科以外の医師については、聴力測定技術等に関する講習会の受講を推奨することにより指定するものとする。

(指定の手続き)

第3条 市長は、新たに医師または歯科医師（以下「医師等」という。）を指定しようとするときは、当該医師から次の各号に掲げる書類の提出を受けるものとする。

（1）同意書（函館市身体障害者福祉法施行細則（平成8年函館市規則

第2号)別記第3号様式の2)

(2) 経歴書(別記第2号様式)

(3) 医師免許証または歯科医師免許証の写し

- 2 市長は、前項の規定による書類の提出があった場合は、指定について函館市社会福祉審議会に諮問し、指定が適当であるとの答申を受けたときは、当該医師について指定するものとする。

(従業場所変更の届出)

第4条 北海道または北海道内の政令指定都市もしくは中核市(函館市を除く。)(以下「北海道等」という。)において指定を受けている医師等が、函館市内に従業場所を変更したときは、指定医師変更届(函館市身体障害者福祉法施行細則別記第3号様式の3)に、前条第1項第2号および第3号に掲げる書類を添付して市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった医師等について、北海道等において指定を受けていることを確認した場合には、前条第2項の規定によらず、函館市において指定を受けている者とみなすものとする。

(医師の指定通知)

第5条 市長は、第3条第2項の規定により医師等を指定することとしたときおよび前条第2項の規定により指定を受けている者とみなしたときは別記第3号様式の通知書により、指定しないこととしたときは別記第4号様式の通知書により通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年8月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に北海道等において指定を受けている医師等で、改正後の第2条に定める指定の基準を満たすものは、函館市長が指定した医師等とみなすものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別記第 1 号様式 削除

別記第3号様式

身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定通知書

年 月 日

様

函 館 市 長

身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師について、次のとおり指定することとしたので通知します。

記

- 1 医師の氏名
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 診療科目

別記第4号様式

通知書

年 月 日

様

函 館 市 長

身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師について、次のとおり指定しないこととしたので通知します。

記

- 1 医師の氏名
- 2 決定年月日 年 月 日
- 3 指定しない理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。